

## 4-1 石けん運動とびわ湖の日

1977年5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれているりんに起因することがわかり、県民が合成洗剤の使用をやめ、粉石けんを使おうという運動が、いわゆる「石けん運動」です。また、滋賀県では7月1日を「びわ湖の日」と定め、琵琶湖を守り、琵琶湖に思いを寄せる象徴的な日として各種事業が展開されています。

### 1. 条例制定にまで結びついた県民による「石けん運動」

1970年頃から、赤ちゃんのおむつかぶれや、主婦の湿疹被害などが発生し、滋賀県内各地で合成洗剤が問題ではないかという議論が起こりました。女性団体や主婦が中心となり、その勉強会や石けんの共同購入運動などが始まり、特に石けんの共同購入は大きな広がりを見せていきました。

そうした中、1977年5月、琵琶湖に悪臭を放つ赤褐色のプランクトンによる淡水赤潮が大発生しました。その原因の一つが、肥料や当時当たり前のように広く使用されていた合成洗剤に含まれている「りん」であることがわかりました。この赤潮の発生を契機に、消費者団体をはじめとする各種団体など県民が主体となり、りんを含む洗剤の使用をやめ、天然油脂を主原料とした粉石けんを使おうという運動が始まりました。これがいわゆる「石けん運動」です。

琵琶湖を守るため粉石けんを使おう、といううねりの中で、1978年に主婦層を中心に「びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」県連絡会議（通称：石けん会議）が結成されました。この「石けん会議」が中心となり、行政に対して早急に実行性のある対策を講じるよう強く要求した結果、1980年7月、りんを含む家庭用合成洗剤の販売・使用・贈答の禁止、窒素やりんの工場排水規制を盛り込んだ「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（通称：琵琶湖条例）が施行されました。石けん運動に表れた県民の思いが条例として実を結んだことは本県の環境行政の歴史に残る出来事です。

### 2. 「びわ湖の日」

琵琶湖条例施行の翌年1981年7月1日に、県と大津市が県民討論会「身近な環境を考えるつどい」を開催しました。その会場からの提案により7月1日を「よみがえれ碧いびわ湖の日（通称：「びわ湖の日）」とすることに決定しました。また、1996年7月に施行された滋賀県環境基本条例では、7月1日を「びわ湖の日」と定めており、県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めることとしています。

### 3. 「びわ湖の日」の活動

1971年に設立された「美しい湖国をつくる会」は、設立当初からびわ湖の一斉清掃を企画し、数万人の方々が毎年活動をされていました。1981年の「びわ湖の日」決定以降、一斉清掃の活動は広がりを見せ毎年10万人以上が参加する「びわ湖の日」を代表する取組になっています。

「びわ湖の日」を定めてから35年以上が経った現在、「琵琶湖をきれいにしよう」、「豊かな琵琶湖を取り戻そう」、「琵琶湖にもっと関わろう」の3つの柱で多様な主体が連携をしながら、琵琶湖の恵みである湖魚の消費拡大を図るなど、一斉清掃活動に限らず、様々な形で琵琶湖に関わりをもっといただくと取組を進めています。



写真4-1-1 合成洗剤の追放を目指した石けん運動(1970年代)



写真4-1-2 りんを含まない石けんの使い方を教えている主婦



写真4-1-3 琵琶湖一斉清掃の様子



写真4-1-4 県内食品店にて「びわ湖の日」前後に湖魚の販売強化